

装管調第2220号  
令和元年6月25日

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
殿

防衛装備庁長官  
(公印省略)

中央調達における共同履行管理型インセンティブ契約制度の試行について（通知）

標記について、防衛省において、装備品等のライフサイクルを通じたプロジェクト管理を実施することにより、任務達成に必要な装備品等について、より高性能なものを、より効率的に取得することとしていることを踏まえ、今般、その実現のための新たな契約制度を設計し、別紙の要領により試行することとしたので、通知する。

添付書類：別紙

配付区分：長官官房審議官、各部長、施設等機関の長

## 共同履行管理型インセンティブ契約制度実施要領（試行）

### 1 制度の趣旨

この実施要領（試行）は、防衛省におけるプロジェクト管理をより効果的に実施するための新たな契約制度である共同履行管理型インセンティブ契約を中央調達において試行するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 共同履行管理型インセンティブ契約

防衛省及び契約の相手方が、EVMを用いて共同して契約の履行を管理するとともに、契約履行に必要なコストが変動するリスクをより柔軟に負担して原価管理に関する契約の相手方のインセンティブを強化することにより、より一層実効的にコスト低減と着実な契約履行を図る契約の方法をいう。

#### (2) 中央調達

装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第3条に規定する中央調達及び地方防衛局が行う建設工事その他施設の取得をいう。

#### (3) 装備品等

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。

#### (4) プロジェクト管理重点対象装備品等

装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令第36号。次号において「訓令」という。）第2条第9号に規定するプロジェクト管理重点対象装備品等をいう。

#### (5) 準重点管理対象装備品等

訓令第7条第3項の準じた方法によりプロジェクト管理を行う装備品等（プロジェクト管理重点対象装備品等を除く。）をいう。

#### (6) 一般確定契約

契約金額をもって代金の金額を確定している契約の方法であって、契約の相手方に超過利益が生じた場合にあらかじめ定める基準に従って当該超過利益を返納させることとしているもの以外のものをいう。

#### (7) 総コスト

契約の相手方が契約の成果物として国に給付する物品の製造など、契約の履行完了のために必要な費用の総額をいい、製造原価、一般管理及び販売費、販売直接費、利子、梱包費及び輸送費に相当する金額の合計からなる。

- (8) 計画コスト  
契約（変更契約を含む。）締結後において計画として作成する製造原価の一部であるコストをいう。
- (9) 実績コスト  
履行管理の評価時点において EVM の結果として実際に発生し、又は配賦された製造原価実績の一部であるコストをいう。
- (10) 計画総コスト  
計画コストに基づく総コストをいう。
- (11) 計画製造原価  
計画総コストにおける製造原価をいう。
- (12) 実績製造原価  
実績コストに基づく総コストにおける製造原価をいう。
- (13) 差引利益  
契約金額（契約金額が変更（契約の相手方に支払われる代金（以下「代金」という。）を確定するためのものを除く。）された場合には当該変更された契約金額（契約の相手方が当該契約の履行のために支払い、又は負担する費用に係る防衛省の負担の上限金額（以下「上限金額」という。）の算定において契約金額に付加された金額に相当する要素を含まない部分に限る。）をいう。以下同じ。）から計画製造原価を差し引いた粗利金額をいう。
- (14) WBS（Work Breakdown Structure）  
取得対象となる装備品等を、測定又は管理が可能な成果として把握できる単位にまで細分化し、体系化した階層構造をいう。
- (15) WBS 要素  
WBS の各階層を構成する単位としての構成品や役務をいう。
- (16) EVM（Earned Value Management）  
契約の履行管理において、WBS 要素ごとに完了予定期日と計画コストを定めて実際の進捗状況と実績コストを定期的に収集し、計画コストとの差異を分析することにより進捗の遅れ、コストの超過等の問題の兆候を早期に把握し、対処及び改善を図っていくマネジメント手法をいう。
- (17) IBR（Integrated Baseline Review）  
契約締結後において、発注者側の関係者と受注者側の関係者が、当該契約に係る WBS の妥当性、スケジュール及びコストの計画の実現可能性並びに契約履行後の実績製造原価について協議し、最終的に合意する場をいう。
- (18) 契約担当官等  
防衛省所管契約事務取扱細則（平成 18 年防衛庁訓令第 108 号）第 2 条に規定する契約担当官等をいう。
- (19) 評価担当官  
EVM におけるコスト及びスケジュールの状況の評価を行う者をいう。

### 3 適用の対象

- (1) 契約担当官等は、中央調達において令和2年4月1日以降に行う初回量産契約であって、次のア及びイに掲げる要件を全て満たす調達（輸入調達を除く。）に係るものについては、共同履行管理型インセンティブ契約を適用して行うものとする。

ア 国内で製造されるプロジェクト管理重点対象装備品等若しくは準重点管理対象装備品等又はそれらの構成品の製造請負であること。

イ 契約履行期間が3か年度以上に跨ること。

- (2) 前号に規定するもののほか、防衛装備庁調達管理部長（以下「調達管理部長」という。）は、中央調達について、調達要求をした者（以下「調達要求元」という。）又は防衛装備庁長官官房審議官若しくは防衛装備庁プロジェクト管理部長から依頼があったときは、防衛装備庁長官の承認を得て、共同履行管理型インセンティブ契約を適用する契約を指定することができる。
- (3) 前2号の規定により共同履行管理型インセンティブ契約を適用して調達する契約を行った装備品等又はその構成品の量産契約は、共同履行管理型インセンティブ契約の例による原価管理を実施する一般確定契約の方法により行うものとする。ただし、契約担当官等が必要と認める場合には、引き続き共同履行管理型インセンティブ契約を適用することができる。

### 4 WBS の設定

WBS の設定は、原則として第3階層まで行うものとする。ただし、プロジェクトの規模及び管理の観点から必要な場合は、第4階層以下のWBS要素を設定することができる。

### 5 契約条件等の周知

- (1) 契約担当官等は、共同履行管理型インセンティブ契約の適用に当たり、契約の相手方が一般的に遵守すべき事項を、入札及び契約心得に規定するものとする。
- (2) 契約担当官等は、共同履行管理型インセンティブ契約の適用に当たり、調達管理部長が定める特約条項を基準とする特約条項を定め、契約の相手方に対し、当該特約条項を付帯することをあらかじめ周知するものとする。
- (3) 契約担当官等は、契約の締結に先立ち、EVMの実施に必要な計画実施体制を確認するものとする。この場合において、契約の相手方から、仕様書の要求事項が不明確であって実施体制を整備することが困難である等の申入れがあるときは、要求事項の範囲の明確化に努めなければならない。

## 6 IBR の実施

- (1) IBR は、原則として、少なくとも契約締結後及び履行完了後にそれぞれ実施するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、評価担当官は、必要に応じて臨時に IBR を開催することができる。
- (3) 契約締結後の IBR においては、EVM の実施及び EVM による評価に必要な項目並びに適用する経費率、計画総コスト及び計画製造原価について合意するものとする。
- (4) 前号の経費率は、契約の締結から履行完了までのいずれかの年度若しくは各年度又はそれらの前年度のうちの適当な年度における標準個別経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について（防経装第 8927 号。24.6.26）第 2 項第 8 号に規定する標準個別経費率をいう。）であって、実績コスト及び実績製造原価の算定に適用するものと同一のものでなければならない。
- (5) 履行完了後の IBR においては、EVM の結果として発生した実績製造原価について合意するものとする。
- (6) IBR により合意し、決定した事項については、確認書等により官民双方に記録を残すものとする。

## 7 差引利益及び上限金額の算定

- (1) 契約担当官等は、IBR において計画総コスト及び計画製造原価が合意されたときは、差引利益及び上限金額を算定するものとする。
- (2) 前号の差引利益及び上限金額は、適用する経費率の変更その他の事由により計画総コスト若しくは計画製造原価が変更され、又は仕様変更その他の事由（上限金額の反映及び代金の確定を除く。）により契約金額が変更された場合には、当該変更された計画総コスト若しくは計画製造原価又は契約金額に基づき、それぞれ再算定されるものとする。
- (3) 第 1 号の上限金額の算定は、次のアからウまでに定めるところによる。
  - ア 計画総コストが契約金額を超える場合 当該契約金額
  - イ 計画総コストが契約金額以下であって契約金額に超過負担限度額（コスト超過について防衛省が負担する額の限度額をいう。以下同じ。）を加えた合計額が予算額を超える場合 当該予算額
  - ウ 計画総コストが契約金額以下であって契約金額に超過負担限度額を加えた合計額が予算額以下である場合 当該合計額
- (4) 契約担当官等は、前号イ又はウにより上限金額を算定した場合には、直ちに、調達要求元に対し、当該算定の原因となった IBR における合意を仕様書等に反映するよう促し、その他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

- (5) 契約担当官等は、上限金額を算定した場合（前号の必要な措置に基づき第1号の上限金額を再算定した場合を含む。）には、速やかに必要な変更契約を行うものとする。

## 8 EVMの実施

### (1) EVMの実施

ア 契約の相手方からの実績コストに関するデータの報告は、1ヶ月に1回受けることを標準とする。

イ 契約担当官等は、契約の相手方から報告された実績コストに関するデータを整理し、EVMでの評価に必要なWBS要素でのコスト超過やスケジュール遅延の状況を把握するとともに、把握した状況を対象装備品等の評価担当官に通報するものとする。

ウ 前記イの通報を受けた評価担当官は、当該通報に基づき必要な評価を実施するものとする。この場合において、評価担当官は、関係部署に必要な支援を求めることができる。

エ 契約の相手方から報告された実績コストに関するデータ等は、取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）別添第8に基づく注意電子計算機情報として、適切に管理しなければならない。

### (2) EVMの実施対象

EVMは、契約の相手方が実施するWBS要素のほか、下請負者等が実施するものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するものを対象とする。

ア 下請負者等が単独で担当する第2階層又は第3階層のWBS要素

イ 第4階層以下を構成するものであって、プロジェクト管理上、重要な要素と認められるWBS要素

ウ 前2号のほか、契約担当官等又は評価担当官が履行管理の必要があると認めるWBS要素

### (3) コスト及びスケジュールの計画

コスト及びスケジュールの計画は、実現可能性の低いもの又は当初から差異が生じることが想定されるものとしてはならない。

### (4) 評価後の措置

ア 契約担当官等は、評価担当官と協力して、EVMでの評価に基づき、当該契約の実現可能性について検討するものとする。この場合において、評価担当官は、コスト超過及びスケジュール遅延の可能性があるWBS要素について、その原因及び改善策について検討し、コスト超過とスケジュール遅延を防止し、又は最小限に抑えるよう努めるものとし、実現可能性が見込めないと予測されるときは、当該契約の解除についても検討するものとする。

イ 評価担当官は、前記アの実施に当たり、関係部署に必要な支援を求めることができる。

## 9 実績製造原価及び代金の確定

(1) 代金の確定のために用いる実績製造原価は、前項第1号アに規定する実績コストの報告を基にIBRにおいて合意した値とする。

(2) IBRにおいて実績製造原価を合意した後に、やむを得ず修正が必要となった場合には、契約担当官等及び評価担当官並びに契約の相手方が協議して措置するものとする。

(3) 契約担当官等は、計画製造原価と実績製造原価との差異を計算し、次のア又はイに定める方法により、上限金額の範囲内において代金を確定する。

ア 実績製造原価が計画製造原価を下回った場合（コスト低減） コスト低減分の一定割合を契約の相手方への報奨として差引利益に加えた額と実績製造原価との合計額

イ 実績製造原価が計画製造原価に等しい場合 実績製造原価と差引利益との合計額

ウ 実績製造原価が計画製造原価を上回った場合（コスト超過）

(ア) コスト超過分の一定割合を防衛省の負担として計画製造原価に加えた額と差引利益との合計額が上限金額以下である場合 当該合計額

(イ) 前記(ア)の合計額が上限金額を超える場合 上限金額

(4) 契約担当官等は、前号の規定による代金の確定に当たり、前号ウ(ア)の合計額が契約金額に超過負担限度額を加えた金額以下であって上限金額を超えることがEVMの過程において見込まれる場合には、調達要求元に対し、あらかじめ必要な措置をとることを求めるものとする。

## 10 契約金額の支払い

(1) 前項第3号アの規定により代金を確定して支払われる契約金額のうち、同号アの報奨及び差引利益の合計額から梱包費及び輸送費の合計額を除いたものは、包括して調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第39条第3号に規定する総利益として取り扱うものとする。この場合において、当該総利益から、実績製造原価に所定の経費率を乗じて得た一般管理及び販売費、利子並びに利益の合計額を減じて残った部分を特に区別するときは、これを「共同履行管理インセンティブ料」と称するものとする。

(2) 契約担当官等は、共同履行管理型インセンティブ契約を適用した契約において分割払いが発生する場合には、最終年度の支払いにおいて前項第3号に規定するコスト低減又は超過に係る調整を行うものとする。

## 11 委任規定

この要領の実施に関し必要な細部事項は、調達管理部長が定める。